

被用者保険の被扶養者の方へ 「特定健康診査」のお知らせ

政府管掌健康保険（兵庫社会保険事務局、豊岡社会保険事務所など）・健康保険組合・共済組合等の被用者保険に加入している40歳から74歳までの被扶養者（家族）の方を対象にした「特定健康診査」は、次の健康診査実施機関で受診することができまますのでお知らせします。

なお、受診には、加入の医療保険者から送付される「特定健康診査受診券」および「健康保険証」が必要です。また、受診料金は、それぞれの医療保険者により異なりますので、特定健康診査受診券で確認ください。

《問合せ》健康増進課保健指導係 ☎24-11127

特定健康診査の内容

・基本的な健診

- 身体計測
- (身長・体重・腹囲)
- 血圧測定
- 血液検査
- (脂質検査・肝機能検査)
- 血糖検査
- (尿検査)
- 医師の判断による追加項目
- 貧血検査、心電図検査、眼底検査



健康診査実施機関

① 個別健診

市内では、下表の医療機関が登録健診機関となっております。受診については、各医療機関に問い合わせください。



〈登録健診機関〉(病院・診療所別・地域別医療機関名50音順)

地域	医療機関名	住所	電話番号	地域	医療機関名	住所	電話番号
病院				豊岡	舟木内科医院	京町3-21	22-3538
日高	日高医療センター	日高町岩中81	42-1611		由利医院	大磯町9-53	22-2382
診療所				豊岡	吉田クリニック	土淵133-1	26-8188
	いがらし医院	城南町5-11	29-2766		ろっぽう診療所	今森465-1	24-7007
	江本内科クリニック	江本503	29-0333	城崎	浅見医院	城崎町湯島349-1	32-2610
	大井医院	城南町8-12	24-1001		北村内科	日高町日置29	42-3110
豊岡	小西整形外科医院	中央町3-36	29-0855	日高	野田消化器科クリニック	日高町岩中212-1	42-1022
	中治内科クリニック	京町5-43	24-1890		長谷川クリニック	日高町国分寺400-13	42-3955
	中島医院	高屋1054	24-9500	但東	高橋診療所	但東町久畑126	55-0036
中田医院	瀬戸77-20	28-2016					

② 集団健診

▽健診機関名 JA兵庫厚生連(公的医療機関)

▽健診日・場所

・12月3日(水)

JAたじま豊岡営農生活センター(八社宮)

・12月4日(木)

JAたじま日高営農生活センター(日高町宵田)

・12月5日(金)

出石健康福祉センター

▽申込方法 受診には、事前に申込みが必要です。詳細は、JAたじま広報紙「リレーション」9月号の折込みチラシまたはJAたじまの本店・支店にある「特定健康診査実施のお知らせ」をご覧ください。

▽申込期限 9月30日(火)

▽問合せ JA兵庫厚生連健診課

☎078-3333-6260



不法投棄は犯罪です

—ごみは適切に処理しましょう—

山などにごみを捨てることは禁じられています。これを犯した者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科されます。

市では、不法投棄監視カメラを導入し、監視体制を強化するとともに、警察等の関係機関と協力し、不法投棄の撲滅に向けて取り組んでいます。不法投棄は、絶対に許されない行為です。不法投棄を見たり、聞いたりした場合には、生活環境課へ連絡ください。

《問合せ》生活環境課生活環境係 ☎23-5304

大量のごみが出たときは

引越など一度に大量のごみが出た場合、豊岡清掃センターへ持ち込めば有料で処理できます。

▽処理手数料 20キロ当たり260円

▽持込可能日時

・平日：午前8時30分～午後4時30分（ただし、正午～

午後1時は休み）

・土曜日：午前8時30分～正午

・日曜・祝日：原則として受け入れできません。

《問合せ》豊岡清掃センター（岩井150）

☎24-5477



▲不法投棄監視カメラ

平成19年度不法投棄の罰金刑の判決事例

(資料/豊岡北、南警察署提供)

投棄月	投棄場所	被疑者	事案内容	処分内容
5月	出石町上村	男性53歳	自宅整理に伴い排出した衣類、雑誌等約20kgを不法投棄	罰金20万円
6月	船町	女性46歳	自宅に溜めていた生ごみ、紙くず等約22kgを不法投棄	罰金20万円
7月	竹野町阿金谷	男性20歳 男性21歳	ジュースの紙パック、ペットボトル、ナイロン袋約21kgを不法投棄	罰金20万円 罰金20万円
9月	奥野	男性26歳	自宅整理に伴い排出した自動車部品、衣類等140kgを不法投棄	罰金40万円および懲役10ヵ月執行猶予3年
12月	城崎町湯島	男性29歳	空き缶、ペットボトル、弁当殻等約33kgを不法投棄	罰金20万円
	城崎町今津	女性31歳	ドライヤー、ヘアアイロン、化粧品等約17kgを不法投棄	罰金20万円

犬の飼い主の皆さんへ

登録・狂犬病予防注射・マナー

登録と狂犬病予防注射は犬の飼い主の義務です

狂犬病予防法で、生後90日を経過した犬の飼い主は、



犬を取得した日から30日以内に、犬の登録が義務付けられています。

登録申請は、市内の動物病院、生活環境課または各総合支所市民生活課で受け付けています。

登録手数料は、1頭につき3千円です。

また、飼い犬は、毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

注射は、市内の動物病院で受けられます。

狂犬病予防注射済票交付手数料と注射料金は、1頭につき3,200円です。

犬を飼うときのマナー

市には、「鳴き声がうるさい」「ふん尿で汚された」など

の苦情や相談が寄せられます。



これらは、飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。無責任な飼育は、近隣の人々に迷惑を掛けるばかりでなく、動物にとっても不幸なことです。

飼い主は、責任を持って最後まで適正に飼育をし、地域の嫌われものにならないように心掛けましょう。

注意事項

- 犬は、きちんとつないで飼いましょう（犬を放し飼いにすることは、他人に迷惑を掛けるおそれがあるだけでなく、犬にとっても交通事故などに遭う危険性が高くなります）。
- 犬のふんは、持ち帰りましょう。
- 犬に無駄吠えをさせないようにはしましょう。

《問合せ》生活環境課生活環境係 ☎23-5304